

令和5年度 大津市立仰木中学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、仰木中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、仰木中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置	7
	(1) 役割	
	(2) 構成員	
	(3) 関係する校内委員会等との連携	
	(4) いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	9
	(1) 基本方針、年間計画の見直し	
	(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画	10

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての生徒が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	あいさつ運動を通して仲間と協力して実行し、継続する力を身に着けさせる。人と関わることの大切さに気付かせる。 6月：学校安全宣言（一人一宣言）の掲示 10月：いじめ防止に関する標語のしおり作り
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	学校を安全な場にするためにできることを各学級で考え、目標を書いて学級掲示する。仲間ですら決めたことを全体で共有し意識させる。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	全学年：いじめ防止のための授業
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	専門家や通信事業者を講師に招き、情報モラルについての学習をする。
38	相談することの大切さに関する啓発	悩みや困ったことがある際にどのように対処すればよいかを学習し、相談できる機関などを紹介する。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	様々な内容の教材を使用し、他人を思いやる心や自立心や責任感などを育む授業を行い、道徳の時間の授業参観を実施する（2学期）。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	人権の大切さについて啓発する構内人権週間を設定し、学年ごとに生命・共生をテーマに人権学習を実施する。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	ICT 機器の効果的な活用や授業のユニバーサルデザイン化を図り、わかりやすい授業づくりに努める。アウトプット活動を充実させ、一人ひとりの学びと学級の子も同士をつなぐ。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	学区内の小学校と連携して「仰木サミット」を実施。（年2回）

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	ホームページにいじめ防止基本方針を掲載したり、通信などを通じて発信するなどして、家庭・地域と連携しいじめ対策を行う。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	通信などを通じて、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知し、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努める。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初に本校の『いじめ基本方針』を全教員で確認する。また、職員研修などを通して、いじめ対策に関する研修を行う。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	子ども支援コーディネーターを中心に管理職を含め、いじめ対策委員会を設置し、対応や方向性を組織的に対応する。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
年度初めに生徒会より「学校安全宣言」と称し、各学級で安心・安全に生活するための約束事を決める。また、2学期には人権教育として仲間作りやいじめ防止に関する標語を募集し、各学年の廊下に掲示する。

*学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会を中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃らいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	学期ごとの教育相談週間では、事前に教育相談アンケートを行う。それ以外にも、いじめに関するアンケートを行い、複数の教員で結果を確認する。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	各学期に1回の教育相談を実施する。また、担任だけでなく、いろいろな教員と相談できる体制を作る。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	登校時に教員によるあいさつ活動を行う。また、授業中や休み時間等に随時校内を巡回する。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	いじめ事案などが起こったときに限らず、家庭訪問や家庭連絡を密にし、生徒の変化を家庭と学校の両面から見ていく。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	各事案「各教員」→「各学年の生徒指導担当」→「生徒指導主事・子ども支援コーディネーター」→「管理職」への報告・連絡・相談のスピード化と徹底に努める。
52	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	いじめの疑いの段階で、子ども支援コーディネーターを中心に管理職を含め、いじめ対策委員会を開催、情報共有と対応方針について検討する。さらにその結果を受けて速やかに教育委員会に報告する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	毎日の打ち合わせで各学年の情報共有を行う。また、他校種とも定期的に連絡会を設ける。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
各学年にホワイトボードを設置し、いじめやいじめの疑いの情報をつかんだ際は、それを活用していち早く情報共有に努め、組織で問題に対応できるようにする。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階でいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を保ちつつ「いじめ対策委員会」を開き、そこで情報の共有を図り、指導方針について検討し、ただちに対処する。

55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する生徒から事情を確認すると共に、必要に応じて専門家と連携し適切な支援に努める。また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い緊密な連携を図る。
56	インターネット上のいじめへの対応	SNS 等でのいじめが分かった場合は、早急に投稿者などの保護者と連絡をとり、削除をするように依頼し、本人にも指導を行う。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	市教育委員会とも連携し、重大な事案については、本人・保護者と相談しながらアンケートや聞き取りを行う。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理および保存（5年保存）を徹底する。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	保護者には、事案の内容・対応について必ず報告する。また、指導後も保護者と連絡を取り合い、学校や家庭での様子を共有する。

② その他（学校独自の取組）

取組目標
家庭訪問を軸とし、被害者に寄り添った対応をする。また、学校に安心して登校できるように、対応や指導の方向性をしっかりと示していく。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（1）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う

- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談主任、養護教諭とします。

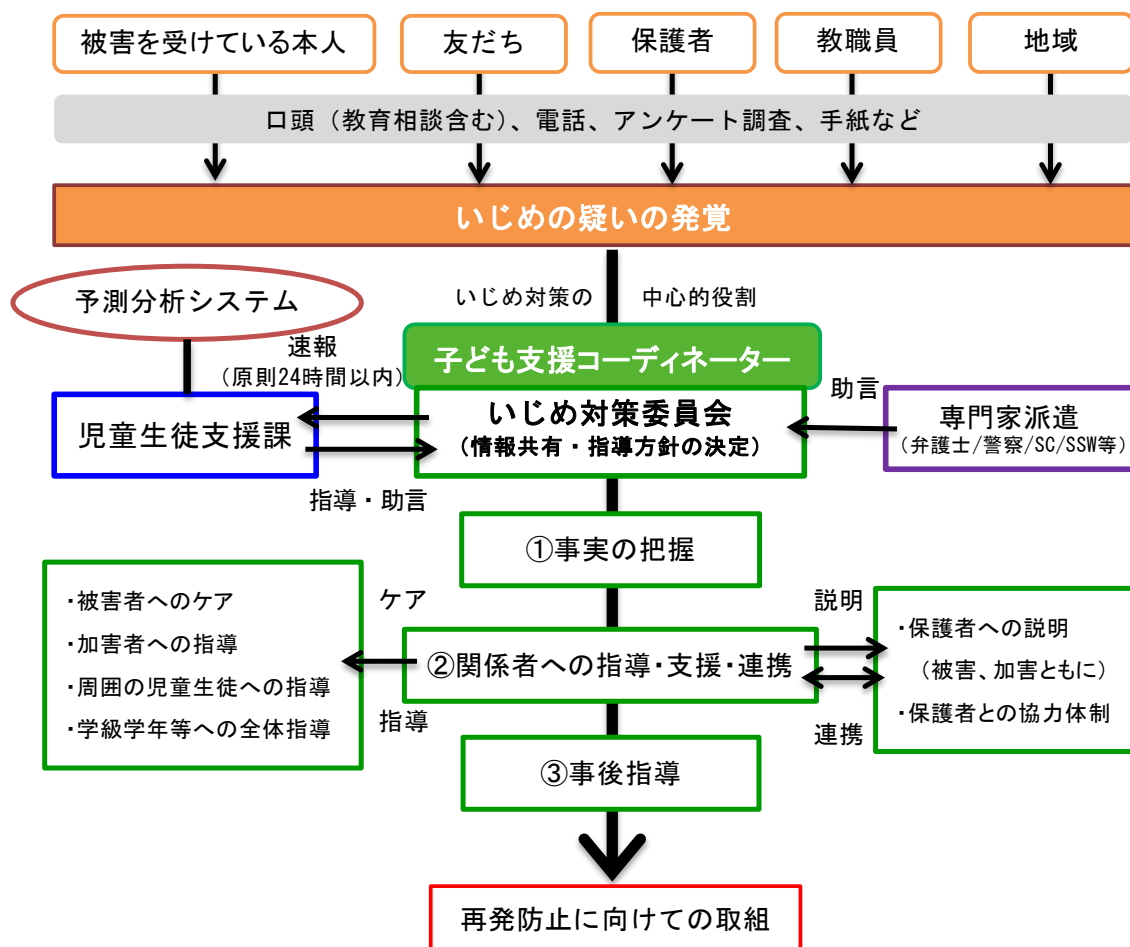
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に天津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画（例）

月	活動内容・取組	備考
4	・職員会議（生徒理解）＜①②③＞ ○学期はじめの生活アンケート＜①②＞ ・個別懇談＜①②③④＞	
5	●教育相談アンケート＜①②＞ ・教育相談＜②③＞ ・情報モラル学習＜①②③＞ ・小中連絡会＜①②③④＞	
6	・いじめ防止啓発月間＜①・④＞	・児童会（生徒会）を中心にした取組の実施
7	・保護者懇談会＜④＞ ・民生委員・主任児童委員との情報交換会＜④＞ ・拡大いじめ対策委員会（学校協力者会議）＜④＞	
8	・校内研修会＜①②③④＞	
9	○学期はじめの生活アンケート＜①②＞	
10	・いじめ防止啓発月間＜①④＞ ◎教育相談アンケート・いじめについてのアンケート＜①②③＞	・児童会（生徒会）を中心にした取組の実施
11	・教育相談＜②③＞	
12	・保護司との情報交換会＜④＞	
1	●教育相談アンケート＜①②＞	
2	・小中連絡会＜①②③④＞ ・教育相談＜②③＞ ・拡大いじめ対策委員会（学校協力者会議）＜④＞	
3	・小中連絡会＜①②③④＞	
年間を通じて	・朝の挨拶運動＜①②④＞ ・下駄箱チェック＜①②＞ ・いじめ対策委員会＜①②③＞	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④